

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数(地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づく公表)

・平成31年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	職層
1級	初級一般職として、上司の命により事務を処理する	40	26.0	主事	35	96	62.3		
				教諭	5				
				計	40				
2級	中級一般職として、上司の命により高度な事務を処理する	26	16.9	副主査	25	96	62.3	係員級	一般職
				教諭	1				
				保育技師	0				
				計	26				
3級	上級一般職として、上司の命により高度な知識又は経験を必要とする業務を行う	30	19.5	主査	24	96	62.3		
				主任教諭	6				
				保育技査	0				
				計	30				
4級	1 上司の命を受け、系の事務を処理し、所属職員を指揮監督する	31	20.1	係長	26	31	20.1	係長級	監督職
				議会事務局次長	0				
				副園長	4				
	2 係長を補佐し、特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う			副係長	1				
				専門教諭	0				
				計	31				
5級	組織目標達成のため課長を補佐し、所属職員の管理監督を行い、特に指示された業務を行う	17	11.0	副課長	9	17	11.0	副課長級	管理職
				副局長	1				
				室長	2				
				園長	2				
				再任用	3				
				計	17				
6級	任命権者の命を受け、所属の事務を掌理し、組織目標達成のため所属職員を指揮監督する	10	6.5	課長	6	10	6.5	課長級	
				会計管理者	1				
				局長	1				
				教育次長	1				
				担当課長	1				
				再任用	1				
				計	10				
計					154				